

安全運転研修（ドライバー等安全教育訓練促進助成）について

会員が運転者及び安全運転管理者等を指定研修施設へ派遣し、所定の研修コースを受講させた場合、助成を行います。

助成対象	運転者及び安全運転管理者等を受講させた会員事業者
申請期間	平成30年4月2日（月）～平成31年2月28日（木）
助成金額	<p>①受講料に対する助成 研修施設が定める研修コースであって、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）全ト協指定コース（安全運転管理者研修、ドライバー研修）については、研修受講料の7割 ※Gマーク取得事業者は全額助成</p> <p>（2）一般運転者・初任運転者・指導監督者研修については研修受講料全額</p> <p>②交通費 離島（五島、上五島、壱岐、対馬）支部会員について、交通費の一部助成として1万円を助成します。</p>
申請方法	<p>①協会へ事前確認 協会へ人数枠などの確認を行って下さい。</p> <p>②研修受講予約、受講申込み及び助成金の事前申請 研修機関へ受講予約を行った後、協会へ研修機関が別に定める書類を添えて、助成金事前申請書（様式1）を協会へ提出して下さい。</p> <p>③研修施設への研修申込み （1）全ト協指定コース（安全運転管理者研修、ドライバー研修）の受講の場合 協会から受講の承認の連絡があり次第、研修施設へ受講申込み手続き等を行って下さい。 （2）一般運転者・初任運転者・指導監督者研修の受講の場合 協会が利用状況等を勘案し、助成対象事業者の割当てを行い、協会が研修施設へ一括して受講申込みを行いますので、受講の是非について協会よりお知らせします。</p> <p>④受講料の支払いについて （1）全ト協指定コース（安全運転管理者研修、ドライバー研修） 受講開始日の7日前までに研修機関へ所定の受講料を支払って下さい。 （2）貨物自動車一般運転者コース（安全運転研修会） 協会より研修機関へ直接受講料を支払います。</p> <p>⑤研修受講後（7日以内） 研修機関が別に定める書類を添えて、助成金交付請求書（様式2）を協会へ提出して下さい。</p>
注意点	<p>①助成の申し込みを行った後、やむを得ない理由により受講講座の変更又はキャンセルをした場合は、速やかに協会へ連絡し、変更届出書（様式5）を提出して下さい。</p> <p>②研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとします。</p>
担当窓口	交付金事業課 川浪

平成30年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成事業実施要領

平成30年3月19日

公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 助成制度の対象

運転者及び管理者等を指定研修施設へ派遣し、所定の研修コースを受講させた会員事業者で会費の滞納がない事業者

2. 研修対象施設

施設名：総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA

所在地：福岡県遠賀郡遠賀町今古賀81-1

3. 助成対象研修

平成30年4月1日から平成31年2月28日までの研修施設が定める研修コースであって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貨物自動車安全運転管理者コース<全ト協研修>
- (2) 貨物自動車特別運転者コース<全ト協研修>
- (3) 一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修<県ト協研修>

4. 予算

7,556千円

5. 助成交付額

- (1) 貨物自動車安全運転管理者コース 46,000円(研修受講料の7割)
- (2) 貨物自動車特別運転者コース 46,000円(研修受講料の7割)
- (3) 一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修 48,000円(研修受講料全額)

※(1)、(2)の研修コースについて、Gマーク取得事業者は全額助成する。

- 2 離島(五島、上五島、壱岐、対馬)支部所属会員に対しては、更に交通費に対する助成金として一律10,000円を交付する。
- 3 (1)(2)の研修コースに係る助成金は、実績報告書(助成金交付請求書)の提出後、交付する。
- 4 (3)の研修コースに係る助成金のうち、受講料に対する助成金は協会が直接研修施設に支払い、交通費に対する助成金は助成対象事業者へ交付する。

6. 助成上限

研修1回あたり1事業者2名までとする。

7. 実施期間

平成30年4月1日～平成31年2月28日

*交付申請については12月27日までを、実績報告については2月28日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

8. 交付要綱

貨物自動車ドライバー等安全運転研修取得促進助成金交付要綱を別に定める。

貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金交付要綱

平成12年4月27日制 定

平成30年3月19日最終改正

公益社団法人長崎県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が安全対策の一環として行う、ドライバー及び安全運転管理者等の安全教育施設への派遣を促進するための助成事業の実施に関して、必要な事項を定め適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成要件)

第 2 条 助成の要件として、協会の会員（貨物運送取扱専門者は除く）が本要綱第3条に定める助成対象研修施設に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施した場合に助成を行う。

2 ただし、会費の滞納がないこと。

(助成対象研修施設)

第 3 条 助成対象施設となる研修施設は、別に定めるものとする。

(助成対象研修)

第 4 条 対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、協会及び全ト協が指定する2泊3日間の「特別研修」及び1泊2日間の「一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修」から構成される。

(研修受講料)

第 5 条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(助成交付額及び受講定員)

第 6 条 助成交付額は、別に定める研修コースに応じて、研修受講料の全額又は一部及び交通費として、受講者1名あたり下表のとおりとし、交付額算定の際、事業者負担額は百円未満切り捨てとする。

区分	交通費額	受講料に対する助成額	
		第4条特別研修	第4条その他研修
五島、上五島、 壱岐、対馬支部所属会員	1万円	研修受講料の7割 但し、Gマーク取得事業者は全額	研修受講料全額
上記以外の地区所属会員	—		

2 ただし、次の場合は受講者が研修受講料の全額または一部を負担しなければならない。

1. 研修受講の4日前までに県ト協及び研修施設に受講の変更または中止を連絡しなかった場
2. 特別な事由なく申込みを行った研修を受講しなかった、又は受講を途中で中止した場合。
3. 本要綱及び本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があった場合。

(助成金交付申請)

第 7 条 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、以下に掲げる書類を協会へ提出する。

(受講前)

助成金事前申請書（様式1）

(受講後)

助成金交付請求書（様式2）

- 2 第4条(1)貨物自動車安全運転管理者コース、(2)貨物自動車特別運転者コースの受講の際は、助成協調機関が別に定める書類を併せて提出しなければならない。

(研修施設への申込み)

第8条 第4条(1)貨物自動車安全運転管理者コース、(2)貨物自動車特別運転者コースの受講の際は、前条の事前申請に対して協会から受講の承認の連絡があり次第、会員により研修施設へ受講申込み手続きを行い、第4条(3)一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修の受講の際は、前条の事前申請に対して協会が利用状況等を勘案し、助成対象事業者の割当てを行い、協会が研修施設へ一括して受講申込みを行うものとする。

(受講料の納入)

第9条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

2 ただし、第4条(3)一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修受講に係る研修料については、研修終了後、協会が直接、研修施設に支払うものとする。

(助成金の交付)

第10条 協会は会員より受講後の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その内容が条件に適合すると認めるときは会員に対して助成金を交付する。

2 ただし、第4条(3)一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修に係る助成金のうち、受講料に係る助成金は協会が直接研修施設に支払い、交通費は助成対象事業者へ交付する。

(受講講座の変更及びキャンセル)

第11条 会員は助成の申し込みを行った後、やむを得ない理由により受講講座の変更又はキャンセルをした場合、速やかに協会へ連絡し、変更届出書(様式3)を提出する。

(助成金の返納)

第12条 協会は会員の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第13条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附則(平成12年4月27日)

第1条 本要綱は平成12年4月1日より適用する。

—省略—

附則(平成30年3月19日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金事前申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

助成金交付要綱に基づき、一般運転者・初任運転者・添乗(同乗)指導者研修への参加申込み及び助成金の交付について、以下のとおり申請します。

申込者 (申請事業者)	会社名称		
	代表者の 役職・氏名	(印)	
	会社住所	〒 -	
	担当者名		TEL : FAX :

希望する研修コース： 平成 年 月 日 ~ 月 日

研修受講者	ふりがな	男・女	生年月日
	氏名		昭和・平成 年 月 日 (才)
	自宅住所	〒 -	
	所属営業所	受診を希望する適性診断 (一般、初任運転者のみ) 一般 ・ 初任 ・ 適齢	

離島地区 (五島、上五島、壱岐、対馬) 会員に係る交通費助成申請 (1万円)： 有 ・ 無

※添付書類：運転者台帳の写し (一般、初任運転者のみ)

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

研修受講及び本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

受講承認及び交付決定 (平成 年 月 日付)

 受講料 (48,000 円) に係る助成金は協会から研修機関へ、離島会員に係る交通費助成は会員へ交付します。

 不交付決定 (平成 年 月 日付)

研修受講後は、速やかに (7日以内に) 実績報告書を提出して下さい。

公益社団法人 長崎県トラック協会 (担当：)

30安運第 号

貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金実績報告書（交付請求書）

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

担当者名

TEL・FAX

下記のとおり貨物自動車ドライバー等安全運転研修を受講したので、貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金交付要綱に基づき報告（請求）します。

記

1. 受講した研修コース：平成 年 月 日 ～ 月 日

2. 研修受講者

ふりがな 氏 名	所属営業所所在地 離島地区 ・ 離島地区外
-------------	--------------------------

3. 助成金

離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）の所属会員に係る交通費助成（1万円）： 有 ・ 無

※受講料（48,000円）の全額助成については、協会より研修実施機関へ直接支払います。

4. 助成金振込先（離島地区に係る交通費助成の請求がある場合のみ下記に☑してください）

事前登録口座への振込を希望します 以下の口座への振込を希望します

銀行 支店
フリガナ
(普通・当座) 口座番号： 口座名義

*添付書類・・・研修修了証の写し

協会使用欄（申請者は記入しないで下さい） 添付書類照合： 助成金交付日：平成 年 月 日 備考：	決 裁		受 付
	常勤理事	事務局	